

国務院により承認された法案

No. 167/2553

Chaninat&Leeds Co.Ltd. 2014 による英訳

(<http://www.thailawforum.com/thailand-draft-surrogacy-law/>)

原則

生殖補助技術によって生まれた子供の保護に関する法律を提供すること

根拠

不妊治療分野における医療の進歩は、不妊症の人々が生殖補助技術を通じて子どもを持つことを助けているが、生殖技術の助けを借りて生まれた子供との間に正当な親子関係を確立する際には、現行法の規定に影響を及ぼす。したがって、生殖補助技術によって生まれた子供の正当な親を規定し、誤った方法で使用されないように胚および生殖技術に関する科学的医学研究を規制するために、この法律を制定する必要がある。

生殖補助技術によって生まれた子供の保護に関する法案

生殖補助技術から生まれた子供の保護法を制定する

この法律には、人々の権利の制約と自由に関するタイ王国憲法第 43 条および第 45 条と 29 条に関連する項目がある。

第 1 条 この法律は、「生殖補助技術によって生まれた子供の保護に関する法律」と呼ばれる。

第 2 条 この法律は、政府官報に掲載されてから 180 日を経過した時点で施行される。

第 3 条 この法律において、

「精子」は、男性の生殖細胞を意味する。

「卵」とは、女性の生殖細胞を意味する。

「生殖補助技術」とは、人工授精を含め、妊娠を目的として、自然ではない仕方、精子および卵子を人体から取り出して用いる医療のことである。

「人工授精」とは、性交渉を用いずに妊娠するために、女性の生殖器官に精子を導入することを意味する。

「代理出産」とは、生殖補助技術による妊娠を意味する。女性は、事前に配偶者の同意を得て妊娠し、生まれた子どもは配偶者との間の子どもである。

「胚」は、精子および卵子を受精させた 8 週間までの構成物質である。

「胎児」(baby)は、それが人の子宮の中または外にあるかにかかわらず、8 週間以上経過したヒト胚を意味する。

「商品」(merchandise)とは、自身または他人のために販売することを含めて、商業的利益またはその他の利益のために配布、支払い、贈与、交換または贈与を、行うべきではないことを意味する。

「委員会」とは、生殖補助技術から生まれた子供を保護する委員会を指す。

「大臣」とは、この法律に基づいて行動する大臣をいう。

第4条 少年及び家庭裁判所法の制定に基づく少年及び家族訴訟の管轄権を有する裁判所は、この法律に従い、この法律による生殖補助医療で生まれた子供の親に関係する事件のみを審判することができる。

第5条 社会開発及び人間の安全保障大臣は、この法律の下で行動する。

第1章

生殖補助技術から生まれた子供の保護に関わる委員会

第6条 「生殖補助技術から生まれた子供の保護」または「Gor. Kor. Por.」と呼ばれる委員会を導入する。Gor. Kor. Por.は、委員長である公衆衛生省の大臣、副委員長であるタイの医学評議会会長、社会開発および人間の安全保障省の代表者、健康省の代表者、国民児童保護委員会の代表者.....などから構成される。

第7条 委員会は以下に関する権限を有する。

(1) 生殖補助技術から生まれた子供の保護に関し、決定するため、大臣に勧告を行う。

(2) 生殖補助技術に関連する問題を発展させ、解決するために、大臣に勧告する。

(3) 第 32 条に従って、不妊の婚姻夫婦から作成された配偶子で、不妊治療で残った胚を研究に使用することに関する承認のための基準、指示および条件を公表し、決定する。

(4) 第 32 条に従い、不妊の婚姻夫婦から作成された配偶子で、不妊治療で余った胚について研究利用の許諾認可を検討する。

(5) この法律に基づき、生殖補助技術サービスの提供に関連する発行公告については、タイの医師会に許可を与える。タイ政府の医学評議会の発表は、官報に掲載される際に施行されるものとする。

(6) この法律に基づく生殖補助技術の管理、検査、または付帯。

(7) 倫理、法律、文化に関する研究を奨励し支援する。

(8) 生殖補助技術に関する施行結果報告書を作成し、少なくとも年に 1 回大臣に提出すること。

(9) 大臣又は内閣が定めるその他の業務を行う。

第 8 条 名誉委員長は、各期間につき 4 年の任期を有するものとする。

任期により終了する名誉委員長は、再び選出することができる。

第 9 条 名誉委員長は、任期満了に加えて、下記の場合に任を解かれる

(1) 死亡

(2) 退職

(3) 破産

(4) 無能

(5) 過失または軽犯罪による犯罪を除いて、最終的な判決により懲役刑を宣告された場合。

(6) 公衆衛生大臣は、委員長の省庁にしたがい、不適切な行為を理由に退任させることに同意する。議決は、メンバーの3分の2以上が必要である。

第10条 名誉委員長が任期満了前に解任された場合には、保健大臣は、当役員と同じ資格を有する者を代わりに任命する。空席を埋めるために任命された者は残り期間で任命される。

名誉委員長が任期満了前に解任された場合、委員会は、前段の規定に従って名誉委員長を任命するまで、現存するすべての委員で構成される。

第11条 名誉委員長を引き継ぐ場合、新任の名誉委員長がいない場合は、臨時の名誉委員長を任命し、新任の名誉委員長が任命されるまで任にあたること。

第12条 委員会の会合には、委員の少なくとも半分が出席しなければならない定足数(quorum)が用いられる。

会合では、委員長が議長を務める。委員長が会議に出席しない場合や職務を遂行できない場合は、副委員長が議長を務めるものとする。副委員長が会議に出席しなかった場合、または職務を遂行できない場合、任意に委員長を選び、議長として職務を果たす。

会議の決定を下す場合、明示的に他に記されていない場合は、多数決とする。いずれの委員も1票を有するものとする。票数が等しければ、議長は票を投じるために1票を持つ。

第 13 条 委員会は、委員会が任命する事項に応じて、何らかの主題または履行について検討し、意見を述べる小委員会を任命することができる。

小委員会の会合については、第 13 条により実施される。

第 14 条 サナトリウムとアートオブヒーリング局(Bureau of Sanatorium and Art of Healing)、ヘルスサービスサポート省(Department of Health Service Support)は、次のように委員会の運営を支援するための任務を負う。

- (1) 委員会の執行
- (2) 委員会の承認を得た生殖補助技術の実施に関連する官庁、行政機関および個人への調整、関与
- (3) 生殖補助技術および申請者の登録に関連する機関または組織のレジスター運営
- (4) 生殖補助技術に関連する情報と研究結果の収集および情報分析の運営
- (5) 委員会が承認したその他の職務の実施

第 2 章

生殖補助技術サービスの運営

第 15 条 この法律に基づいて生殖補助医療に関するサービスを提供する開業医は、資格を有し、指定された生殖補助技術サービスに関する基準に従う。

第 16 条 生殖補助技術に関連するサービスを提供する前に、生殖補助技術の提供者は、病気の予防を含め、契約者および精子提供者または卵子提供者の身体、

心および環境における準備状況が子供の健康に影響を与えることを考慮し、委員会に承認されたタイ医師会が指定した基準により評価しなければならない。

第 17 条 胚の作成、保管、または胚を滅失するに際し、委員会に承認されたタイ医師会が同意した基準、装置および条件に従って処理されなければならない。ただし、胚の凍結期間を除いて、受精開始から 14 日以上経過した胚を利用することはできない。

第 18 条 生殖補助技術に関連するサービスを提供するに際し、生殖補助技術に関連する提供者は、必要または適切な時に胚の遺伝病を診断することができるが、性別選択はできない。

上段による診断は、委員会が承認するタイ医師会の基準、装置および条件に適合していなければならない。

第 19 条 第 15 条および第 16 条では、法律婚の夫を持つ女性に人工授精を実施し、委員会が承認するタイの医師会による生殖補助医療に関連するサービスを提供する基準を満たしているものとする。

第 20 条 提供された精子を用いた人工授精は、人工授精を希望する、正式に結婚している配偶者からの書面による同意を得なければならない。

上段の同意は、委員会が承認するタイ医師会が同意した基準、装置および条件に適合しなければならない。

第 3 章

代理出産

第 21 条 第 15 条および第 16 条および第 18 条に基づき、代理出産は以下の条件に従って実施されなければならない。

(1) 妻が妊娠することができない、代理出産によって子どもが欲しい夫婦は、身体的にも精神的にも、子供の親になるための準備をしていなければならない。

(2) 代理母となる女性は、(1) により正式に婚姻している夫又は妻の親又は子孫であってはならない。

(3) 代理母となる女性は、子供を産んだことがある女性でなければならない。その女性に夫がいる場合は、夫の同意を得なければならない。

委員会が承認するタイ医師会は、追加条件を適宜に規定することができる。

第 22 条 この法律に基づく代理出産は、以下の 2 つの方法で実行することができる。

(1) 代理出産を希望する、正式に婚姻する夫婦の精子と卵子から作成された胚を使用する。

(2) 提供された精子や卵子を用いて作成された胚を使用する。ただし、代理母の卵子を使用することは禁止される。

第 23 条 商業目的で代理出産を行うことは禁じられる。

第 24 条 妊娠中、出産前後に、代理母となっている女性の健康を維持するための経費に関する基準、手段および条件を、委員会が承認するタイ医師会が決定する。

第 25 条 代理出産の管理または示唆に対する報酬やその他の利益を要求したり受け入れたり、同意したりし、受け取ることを目的として、仲介人または仲買人として行動することは、いかなる個人にも禁じられる。

第 26 条 商業目的で実施するか否かに関わらず、代理母になりたい女性、または、代理母を見つけない人がいることを公にしたり、宣伝してはならない。

第 4 章

生殖補助技術から生まれた子供の親の地位

第 27 条 提供された精子や卵子、胚、または代理母を依頼した場合でも、生殖補助医療によって生まれた子供は、正式に婚姻している依頼夫婦の正統な子供である。子供が生まれる前に配偶者が死亡した場合でも、同様である。

精子または卵、胚を提供する男性または女性は、家族と相続に関する民商法典により、精子、卵または胚から生まれた子供に対し、権利、及び義務を持たない。

第 28 条 正式に婚姻していて代理出産を希望する夫婦が、子供が生まれる前に死亡した場合、新しい保護者が任命されるまで代理母が保護者となる。代理母である女性、保護児童法、利害関係人または検察官は、保護者を指名するために裁判所に申し立てる権限を有する。保護者を任命する場合、裁判所は、主に児童の幸福と利益を考慮する。

第 29 条 この法律が参照する家族と相続に関する民商法典の規定は、この法律の規定と矛盾しない。

第 5 章

生殖補助技術に関する業務の管理

第 30 条 医療従事者でない者は、保管、提供、精子、卵子または胚を用いて保管や提供をすると、または胚を滅失することなどの、生殖補助技術サービスを提供することは禁止されている。

第 31 条 正式な夫婦の胚を不妊治療以外に使用するために生産することは、いかなる者にも禁止される。

第 32 条 研究のために正式に婚姻している夫婦の不妊治療で残っている胚の使用を希望する医療従事者は、委員会の承認を得なければならない。

認可のための基準、手段および条件は、官報に規定された委員会に従わなければならない。

受精後 14 日を超える胚の調査と研究は禁止される。胚の年齢には、凍結胚の期間は含まれてない。

第 33 条 精子と卵子の受精以外の操作を通して、ヒトを創造するためのいかなる行為も禁じられている。

第 34 条 精子、卵子、胚又はその一部を動物体内に侵入させたり、動物の生殖細胞を使用する者、動物の生殖細胞を用い、それらを人体に侵入させることは禁止される。

第 35 条 2 人以上のヒトの遺伝物質を有する胚、又は細胞又はヒト細胞の一部を他の種と組み合わせて作成した胚を、生産、保管、販売、輸入、輸出又は使用する者は、これを禁止する。

第 36 条 精子、卵子または胚の購入、販売、輸入、輸出を行う者は、これを禁止する。

第 37 条 生殖補助技術により得られた精子、卵子または胚に関し、保管または提供または滅失は、委員会が承認するタイ医師会による基準、手段および条件

に従って行われる。

第 38 条 精子、卵子または胚の所有者が第 37 条に基づいて保管者に寄託された場合、正式に婚姻する夫および妻に生殖技術支援サービスを提供すること。死亡前に書面で精子の使用に同意した場合を除いて、精子、卵子または胚は、正式に婚姻する夫および妻が活着している間だけ不妊治療に使用できる。

第 38 条の認可は、委員会が承認したタイ医師会が同意した基準、手段および条件に従うものとする。

第 39 条 第 15 条に従う生殖補助技術を提供する基準に準拠していない生殖補助技術サービスを提供する医療従事者は、医療職業法にもとづき医療専門家の倫理に違反していると考えられる。

第 40 条 第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 32 条または第 37 条に準拠していない医療従事者は、医療職業法により、医療専門家の倫理に違反しているとみなされる。

第 6 章

罰則

第 41 条 第 15 条に基づき委員会に承認されたタイ医師会の資格を持たない医療従事者が生殖補助技術サービスを提供した場合、1 年以下の懲役または 2 万バーツ以上の罰金を科されるか、その両方を科される。

第 42 条 第 23 条に違反する者は、10 年未満の懲役、200,000 バーツまでの罰金を科されるか、その両方を科される。

第 43 条 第 25 条、第 26 条又は第 35 条に違反する者は、5 年未満の懲役、又は 100,000 バーツまでの罰金を科されるか、その両方を科される。

第 44 条 第 30 条、第 33 条または第 34 条に違反する者は、10 年未満の懲役、または 200,000 バーツまでの罰金を科されるか、その両方を科される。

第 45 条 第 31 条、第 36 条または第 38 条に違反する者は、3 年以上の懲役または 60,000 バーツまでの罰金を科されるか、その両方を科される。

第 46 条 第 32 条に反して医療専門の研究を行っている者は、3 年以上の懲役または 60,000 バーツ未満の罰金を科されるか、その両方を科される。

臨時的条文（略）